

計画作成年度	令和6年度
計画主体	大鰐町

大鰐町鳥獣被害防止計画

令和7年2月19日作成

<連絡先>

担当部署名 大鰐町農林課
所在地 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
電話番号 0172-48-2111 (代表)
FAX番号 0172-47-5000
メールアドレス system@town.owani.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、ノウサギ、カラス ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	青森県 大鰐町

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹 (りんご、なし、もも) 野菜 (すいか)	4,529 千円/0.716ha
ニホンザル	野菜 (とうもろこし)	0.2 千円/0.01ha
ノウサギ	—	—
カラス	—	—
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
合計	果樹 (りんご、なし、もも) 野菜(すいか、とうもろこし)	4,529.2 千円/0.726ha

(2) 被害の傾向

<p>①ツキノワグマ</p> <p>7月から11月にかけて大鰐全域において、果樹及び野菜への食害や枝折れ等の被害が発生している。</p> <p>近年は農作物被害に加え、人里に近い場所での目撃情報等が多数寄せられているため、人的被害の発生が懸念される。</p> <p>②ニホンザル</p> <p>1年を通じて主に早瀬野地区や島田地区、折紙地区において目撃情報が寄せられ、果樹及び野菜への被害が散見される。</p> <p>以前発生していた人的被害については、発生していない。</p> <p>③ノウサギ</p> <p>冬期間の積雪時に町内全域のりんご園において目撃されており、枝や芽の食害が懸念される。</p>
--

④カラス

大鰐全域において、6月頃からりんごに掛けた袋の剥ぎ取り被害の発生や、8月以降のりんごの食害が懸念される。

⑤ニホンジカ

近年目撃情報が増加していることから、農林業被害等が懸念される。

⑥イノシシ

平成30年度に初めてイノシシによる食害及び目撃情報が寄せられて以降、大きな農林業被害等は確認されていないが、目撃情報が年々増加傾向であるため、生息数の増加による農林業被害等の拡大が懸念される。

⑦アライグマ

町内で生息が確認されており、近隣市町村で被害も出ていることから、今後、農業への被害が懸念される。

⑧ハクビシン

人里を含めた大鰐全域において、生息や軽微な食害が確認されており、近隣市町村でも被害が確認されていることから、今後、被害の増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①ツキノワグマ

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害金額	4,529千円	2,200千円
被害面積	0.716ha	0.35ha

②ニホンザル

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害金額	0.2千円	0千円
被害面積	0.01ha	0ha

③ノウサギ

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

④カラス

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑤ニホンジカ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑥イノシシ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑦アライグマ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑧ハクビシン

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑨合計

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	4529.2千円	2,200千円
被害面積	0.726ha	0.35ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>県猟友会大鰐支部会員によりツキノワグマ等の出没時に銃器や箱わなによる捕獲を実施した。</p> <p>また、継続した箱わなの更新に加え、くくりわなを毎年導入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化及び担い手の確保 ・狩猟免許保有者がいない地区があり、対応に遅れが生じる ・くくりわな等の新たな捕獲機材の使い方
防護柵の設置等に関する取組	<p>防護柵の設置については、被害地域が広範囲であることから、実施していない。</p>	<p>地域が広範囲であることや、設置及び維持管理の観点から慎重な検討が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>放任園及び遊休農地の解消に向けた施策の実施。</p> <p>収穫残渣等を放置しないよう</p>	<p>高齢化等による農業従事者の減少により、放任園や遊休農地の増加。</p>

	町民に対し指導を実施。	
--	-------------	--

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員には各種研修を受講させるとともに、必要に応じて専門家による指導を実施し、知識・技術の向上を図る。 ・地域ぐるみの被害防止対策を実践するため、農業者及び地域住民の意識啓発に努める。 ・ツキノワグマによる被害の発生予防については、刈払い等による緩衝帯の整備、放任果樹や収穫残渣の適正処理等の生息環境管理を行う。 また、個体数管理を積極的に行い、農作物被害、人的被害の発生予防に努める。 ・ニホンザルについては、過去に人的被害の発生もあったことから、継続して捕獲活動を強化する。 ・指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシの被害を防止するため、くくりわなを積極的に活用し、捕獲活動を積極的に行う。 ・外来生物であるアライグマ及びハクビシンの定着や被害を防止するため、予察捕獲を含めた有害鳥獣捕獲を積極的に行う。
--

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

青森県猟友会大鰐支部	町は、被害を受けた農林業者等から依頼を受けた猟友会に対して、関係機関と連携して指導・助言を行い、猟友会が対象鳥獣の捕獲活動を行う。
大鰐町鳥獣被害対策実施隊	農林業者等から被害の申告を受けた町は、町が組織した鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲を実施させる。 被害防止として、わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な場合には、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカにライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7年度 ～ 9年度	ツキノワグマ ニホンザル ノウサギ カラス ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	対象鳥獣の特性に応じたわな等の捕獲機材を導入し、効果的な捕獲を目指す。 ネットワークカメラを活用し、状況を迅速に把握し、被害の減少に努める。 青森県猟友会大鰐支部と連携して、狩猟者の確保や育成を進めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。</p>
<p>①ツキノワグマ</p> <p>春から秋にかけて出没する可能性が高く、食害と人的被害の警戒を強めている。今後も継続して食害及び人的被害の恐れのあるものは捕獲に取り組むこととし、年間捕獲数は20頭とする。</p> <p>(捕獲実績 3年度：11頭、4年度：8頭、5年度：24頭)</p>
<p>②ニホンザル</p> <p>年々目撃情報が増加しており、農作物被害及び人的被害の発生を防ぐため、年間捕獲数は10頭とする。</p> <p>(捕獲実績 3年度：0頭、4年度：2頭、5年度：19頭)</p>
<p>③ノウサギ</p> <p>冬期間の降雪時に目撃情報が寄せられているが、近年被害情報は寄せられていないことから年間捕獲数は必要最小数とする。(捕獲実績は無し)</p>
<p>④カラス</p> <p>カラスによるりんごの食害やいたずらによる農作物被害が散見され、出没情報が増加傾向にあるが、在来種であることから適正な規模で捕獲し、個体数を維持するため、年間捕獲数は必要最小数とする。(捕獲実績は無し)</p>
<p>⑤ニホンジカ</p> <p>ニホンジカによる農林業被害は確認されていないが、平成30年度に初めて目撃情報が寄せられて以降、年々増加傾向にある。可能な限り捕獲を行う。</p> <p>(捕獲実績 3年度：0頭、4年度：0頭、5年度：1頭)</p>
<p>⑥イノシシ</p> <p>イノシシによる稲の踏み倒し被害や、畑の掘り返し等、年々被害が増加傾向となっている。目撃情報も増加傾向にあることから可能な限り捕獲を行い、被害の低減に努める。</p> <p>(捕獲実績 3年度：5頭、4年度：0頭、5年度：0頭)</p>
<p>⑦アライグマ</p> <p>アライグマによる農作物被害は確認されていないが、近隣市町村では農作物被害が発生していることから、地域の定着や被害の発生を防ぐため、可能な限り捕獲を行う。(捕獲実績は無し)</p>
<p>⑧ハクビシン</p> <p>箱わなにより複数回捕獲され、空き家に定着していると思われる情報も寄せられている。地域への定着や農作物被害等の発生を防ぐため、可能な限り捕獲を行う。</p> <p>(捕獲実績 3年度：5頭、4年度：3頭、5年度：6頭)</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	20頭	20頭	20頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
<p>「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p>【ツキノワグマ】 農作物被害や出没状況を踏まえ、周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器による捕獲等を行う。</p> <p>【ニホンザル】 農作物被害や出没状況を踏まえ、周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器(ライフル銃を除く)による捕獲等を行う。</p> <p>【ノウサギ】 被害が集中する3月の積雪時期に、わなや銃器(ライフル銃を除く)による捕獲等を行う。</p> <p>【カラス】 農作物被害を踏まえ、銃器(ライフル銃を除く)による捕獲等を行う。</p> <p>【ニホンジカ】 周辺の住環境等を考慮しながら、わなや銃器により可能な限り捕獲を行う。</p> <p>【イノシシ】 周辺の住環境等を考慮しながら、わなや銃器により可能な限り捕獲を行う。</p> <p>【アライグマ】 周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器(ライフル銃を除く)により捕獲等を行う。</p> <p>【ハクビシン】 周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器(ライフル銃を除く)により捕獲等を行う。</p>
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>被害防止として、わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な場合には、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカに使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し（権限委譲済み）	

4 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無し	無し	無し	無し

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無し	無し	無し	無し

5 生息環境管理その他被害防止に関する取組

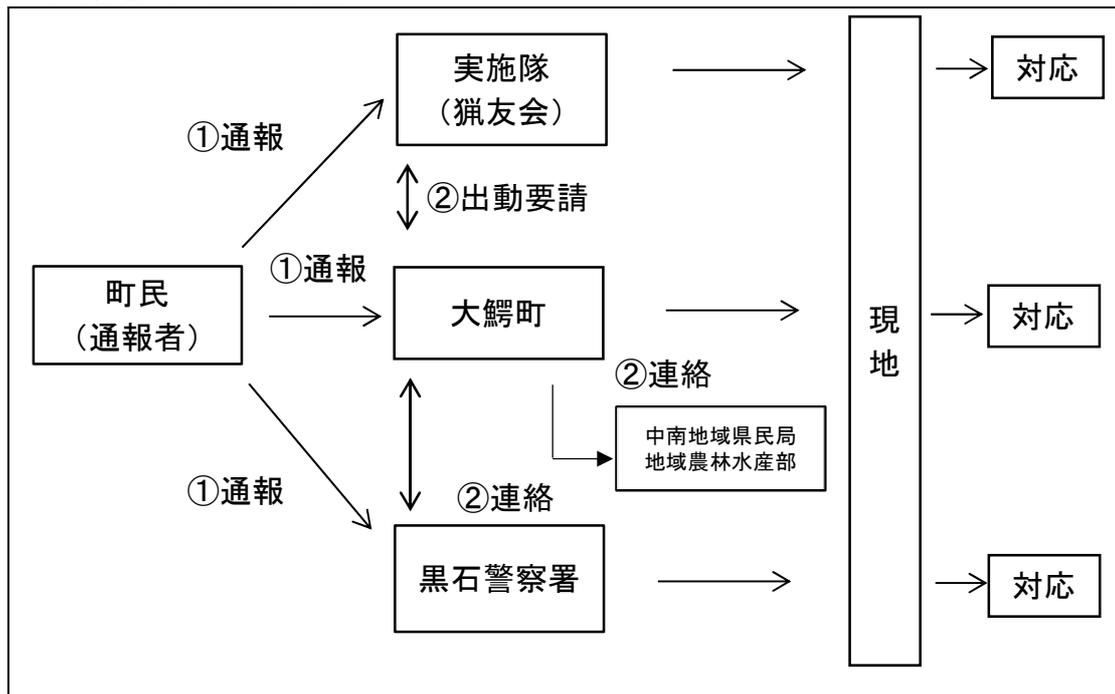
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 9年度	ツキノワグマ ニホンザル ノウサギ カラス ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	<p>○生息環境管理に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消や放任園の発生防止のため、適正な管理を行うよう指導を行う。 <p>○地域住民への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫残渣等の適正管理について、注意喚起を図る。 ・ツキノワグマ等については、人的被害防止のため、防災無線やメール配信、看板を活用して注意喚起を実施する。 <p>○環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払い等により、鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを行う。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大鰐町	防災無線等を利用し、町民へ周知するとともに、県及び警察、猟友会と連携した対応を図る。
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課及び農業普及振興室	町と連携した対応を図る。
大鰐町鳥獣被害対策実施隊（青森県猟友会大鰐支部）	町と連携した対応を図る。
黒石警察署	銃器等の取扱いに関する助言・指導を行うとともに、町と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、大鰐町鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、協議会の構成員である大鰐町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大鰐町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大鰐町 農林課	事務局を担当し、協議会に対する連絡・調整を行う。
中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導及び助言を行う。
つがる弘前農業協同組合大鰐支店	対象地域を巡回し、営農指導・情報提供を行う。
青森県猟友会大鰐支部	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
弘前地方森林組合	林業被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大鰐町鳥獣被害対策実施隊の設置（平成29年4月1日設置）
 ・実施隊員は、町職員及び猟友会員より選出する。
 ・実施隊員数は25名で構成する。（令和6年10月1日現在）
 大鰐町鳥獣被害対策実施隊の活動内容
 ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
 ・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。
 ・被害防止計画の達成に資する取組を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となつ

て推進していく。

また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の実施を図る。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。